

令和5年6月7日制定
令和5年10月2日改
令和6年2月28日改
評議員会決定

公益財団法人核物質管理センター役員候補選考にかかる指針
(注：本指針は次期評議員会において正式決定される見込み)

(目的)

1. この指針は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）の役員（理事及び監事）の選任に必要な選考プロセスに関し、当該選考のより一層の透明性の確保及び円滑な選考プロセスの実施を図ることを目的とする。

(常勤役員候補者の選考)

2. 役員のうち、常勤役員（代表理事、専務理事、業務執行理事）の選考に当たっては公募を行う。ただし、現任の常勤役員で任期が3期以内となる場合には、評議員会の決定により公募を省略し、該当者を常勤役員として選任（再任）することができる。なお、常勤とはセンターを主な勤務場所として原則週5日勤務する者を言い、監事は非常勤である。
- (2) 常勤役員の公募を行うため、評議員会のもとに役員候補者選考委員会を設置する。役員候補者選考委員会は、常勤役員の候補者を選考する。
- (3) 公募は、評議員会が決定する募集要項と職務内容書に基づき行う。

(任務)

3. 役員候補者選考委員会は、公募を行う場合には、評議員会が決定した募集要項及び職務内容書に基づき、応募者の中から候補者を選考し、役員候補者名簿を評議員会に提出する。
- (2) 役員候補者選考委員会における候補者の選考は、書類選考と面接選考を基本とする。

(構成)

4. 役員候補者選考委員会は、評議員2名、外部委員3名、の5名で構成する。外部委員は、広く产学各界の外部有識者のうちから評議員会において選任し、センター理事長が委嘱する。

(委員長)

5. 役員候補者選考委員会の委員長は、委員の互選とし評議員から選出する。

(定足数)

6. 役員候補者選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、外部委員の2名以上が出席することを要する。

(議決)

7. 役員候補者選考委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決するところによる。

(任期)

8. 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(招集)

9. 最初の役員候補者選考委員会は、評議員会の議決に基づき理事長が招集する。
- (2) 委員長選出後においては、委員長が同委員会を招集するものとする。

(情報提供)

10. 役員候補者選考委員会は、必要があると認めるときは、以下の情報を提供できる者に同委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - ① 選出する役員の候補者の経歴等選考に当たって必要な情報
 - ② センターの業務に関する情報
 - ③ その他、役員候補者選考委員会が必要と認める情報

(秘密の保持)

11. 役員候補者選考委員会の委員長、委員及び同委員会に携わる者は、同委員会の審議等において知り得た事項を漏らしてはならない。

(議事録)

12. 役員候補者選考委員会の議事については、議事録を作成する。議事録には、委員長及び同委員会に出席した委員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに署名又は記名押印する。

(募集要項及び職務内容書の決定並びにセンターホームページへの掲載)

13. 公募を行う場合、募集要項及び職務内容書を評議員会が決定する。決定後速やかに、募集要項及び職務内容書をセンターホームページに1ヶ月間以上掲載する。掲載に併せ、その他の媒体等も使用して、広く公募を周知するよう努める。
また、応募者数についてセンターホームページにて公表する。

(評議員会での選任)

14. 役員候補者選考委員会は、公募を経た場合には、公募者選考の結果及び選考理由並びに関係資料を評議員会へ提出し、評議員会ではそれらを参考として審議し、役員を選任する。

(選任理由の公表)

15. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23の11の規定に基づく原子力規制委員会による役員の選任の認可後、速やかに選定の理由等についてセンターホームページにて公表する。

(事務)

16. 役員候補者選考委員会の事務は、同委員会とセンターが協議し、指名された者が行う。

(雑則)

17. その他、役員候補者選考委員会の運営に関して必要な事項は、同委員会が定める。

本指針は、評議員会議決の日から施行する。

以上